

◎新潟県告示第537号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年4月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 河川の名称

一級河川 信濃川水系大平川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成25年4月9日

3 廃川敷地等の位置

- ① 三条市長沢字大門517番5から517番7まで（大平川左岸）
- ② 三条市長沢字大門517番8から522番8まで（大平川左岸）
- ③ 三条市長沢字大門522番6から522番10まで（大平川左岸）
- ④ 三条市長沢字下夕江389番6から字坊所167番10まで（大平川右岸）

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 3,405.90平方メートル